

「障害者週間」に合わせて

『差別解消法』の制定を啓発！



開始前の挨拶 (JR 草津駅前)

障害者週間（※）の12月3日から9日まで、県内のJR駅頭や大型商業施設等の周辺29か所で、「障害者週間」にちなんだ取り組みが行われました。主催は県障害者社会参加推進協議会で、当法人や県ろうあ協会、難聴者協会など県内の障害者団体が加入、毎



ティッシュを配布する聴覚障害関係者

※ 「障害者週間」とは

「障害者週間」は、平成16年の障害者基本法の改正で、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を

中心に、国、地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取組が展開されています。12月9日は、

1975年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日で、国際障害者年を記念し「障害者の日」と決定されたものです。一方、12月3日は、1982年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日で、これを記念し1992年の国連総会では12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。「障害者週間」は、法律に基づいて取り組みが行

ポケットティッシュを配布しました。

JR草津駅前では、11月27日の午前、約40人の参加者が通行人への配布を行いました。この取り組みには、聴覚障害者センターの職員の他、県ろうあ協会や草津市聴覚障害者協会の会員も駆けつけました。

内閣府は、昨年の12月4日、障害者差別解消法に関連する「合理的配慮」の具体例を検索できるウェブサイト「合理的配慮サーチ」を立ち上げました。事例集は、「聴覚障害」「視覚障害」など9つの障害種別ごと、「雇用・就業」「教育」「災害時」など7つの生活場面ごとに一覧でできます。

「聴覚障害」では国、地方自治体、民間団体が作成した事例が45件あり、目次や概要が示される。聴覚障害の代表的な合理的配慮としては、次の6点が示されています。

- ①ホワイトボードを活用するなど、コミュニケーションにおいて工夫する。
- ②手話や文字表示など、目で見てわかる情報を提示する。
- ③「筆談対応いたします」などのフレーズや、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーション・ボードを用意する。
- ④駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ⑤施設内放送を電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- ⑥スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる。

今年は、障害者差別解消法が今年の4月から施行されることを受け、「障害者差別解消法ができました！思いやり支え合う心に差別なし」と書かれた

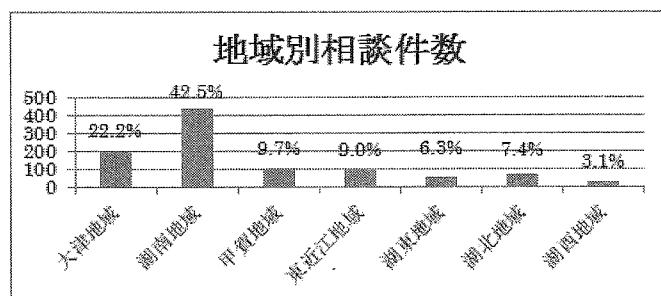
聞こえに関する相談窓口として

毎月、第3土曜日は「聞こえの相談サロン」を実施しています。

この事業は、難聴者や中途失聴者の聞こえの程度を検査する他、聞こえに関する不安や悩みについての助言や相談窓口としての役割を担っており、毎年、40人から50人を超える方々に利用いただいています。

これまでの相談者の年齢分布でみると70才以上の高齢者が6割近くを占めています。それぞれの相談者に対しても、聞こえの程度の把握や、補聴器についての疑問や使い方の助言、役所へ取次ぎ、コミュニケーション方法に対するアドバイスなどを行います。また30才から50才台で就労されている方々も少なくなく、聞こえないために雇用不安やコミュニケーションに困難を抱えておられる方もおられます。それぞれの相談者の声に寄り添いながら、職場での働きかけ等について話し合うこと

〔地域別相談件数—18年間—〕



(法人創立 20 周年記念誌より)

健康への意識を高め合う取り組みに

二次検診の場では、同時に“相談ブース”も設けており、健康面のことだけではなく、活動していく上で悩むや様々なことについて話をする場として活用されています。

この診断結果を踏まえて、「健康管理講習会」を開催することが通例となっており、改めて自分自身の健康について

健康管理の取り組みから ～けいわん検診を実施～



ての振り返りと、予防法を学ぶ機会となっています。

この取り組みを10年間続けてきましたが、大きな変化は見られないうものの、毎年続けてきたこともあり、普段の生活や仕事、活動のなかで工夫をする様子も見られ、意識の向上が感じられます。

来年度の健康管理講習会では、「手話通訳者や要約筆記者の健康状態はどう変化したのか」を北原医師より報告いただけることになっています。是非、ご期待下さ

ス」も設けており、健康面のことだけでなく、活動していく上での悩みや様々なことについて話をする場として活用されています。

今年で10年目
今年度も「頸肩腕障害に関する特殊検診」が行われました。これは、手話通訳者・要約筆記者が心身共に健康で活動できるよう年に1回行われており、今年で10年目になります。

手話通訳者全国統一試験を実施

～手話通訳者をめざして～

21名が受験

12月5日(土)、手話通訳者全国統一試験が当センターで行われました。この試験は名前の通り、同日同時刻に全国一斉に行われるものです。午前中は「国語」と「手話通訳者に必要な基礎知識」の筆記試験。午後は「手話を見て要約」「場面通訳」の二つの実技試験がありました。受験生のみなさんは試験が終わるまで、ずっと緊張の面持ちでした。運営スタッフも室内は寒くないか?映像を見るのに照明はどうだろう?など事前チェックをしました。

今年の受験申込み者は22名で1名のキャンセルがありました。21名のうち19名が当センター開催の手話通訳者養成講座の受講生または過去の受講生です。この数字を見ると手話通訳者養成講座の役割の大きさが伺えます。ここ数年は、初めての挑戦で合格する人は少なく、何度も自分の受験で合格証を手にする人の数が増えています。試験の厳しさを感じると同時に、養成のあり方を考えさせられる結果となっています。

3月には合否が判明

今回の試験の結果は、3月中旬に、全国手話研修センターより各地域の実施団体(滋賀県は聴覚障害者センター)に届けられたあと、受験生それぞれに通知されます。滋賀県では、この試験に合格した人がさらに面接試験を受け、認定されてはじめて滋賀県登録手話通訳者として活動することになります。

手話通訳者の「高齢化」が全国的に問題となっており、若い手話学習者がどんどんチャレンジできるように、センターとしても新しい試みが必要だと考えています。

パソコン要約筆記者養成講座からの報告

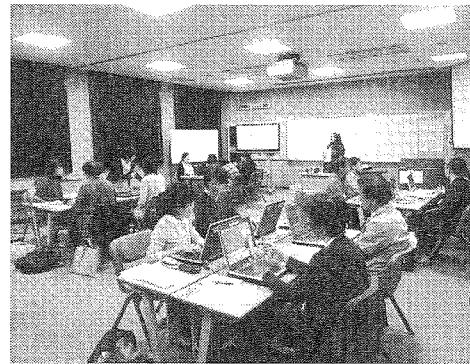
20人が受講

9月8日より開講したパソコン要約筆記者養成講座(前期)には、20名の受講申し込みがありました。前年度から引き続いた手書き要約筆記の学習を8月末に修了したばかりの5名も含まれています。聴覚障害の基礎知識、要約筆記の基礎知識を学習し、現在は入力実習が続いている。日常的にパソコンの使用に慣れているものの、聞しながら、リアルタイムに入力していくという作業は、議事録の作成以外はあまりなく、始めはかなり大変そうでした。

実習では生き生きと

それでも実習では、やる気を見せてくれます。その場の音声情報を伝えるために、話すことばと書きことばの違いを利用して話をそぎ落とし、入力します。それも聞きながらの判断が必要であり、苦労されている様子も感じます。要約筆記の表記では「為→ため、出来る→できる、頂きます→いただきます」などは、かな文字を使う統一ルールがあり、なんとか、その場の話に追いついても、表記の修正をしないまま表出してしまって反省点も分かってきます。

受講生の感想には、「疲れるが楽しい」「実習になると緊張して胃が痛い」「もっと練習したい」などがあります。これは現時点での余裕度、技量度の差が表れているのかもしれません。皆、無事に修了し、認定されるようすすめていきたいと思います。



実習の様子

タツノオトシゴ

大学生の時に「美術館では作品の裏側をみなさい」と教えていただいたことを覚えています。その時は、「作品の裏側を見る」という事がさっぱり分かりませんでした。分からぬながらも、美術館は好きで、よく足を運んでいました。

最近はスポーツ選手の活躍を目にする機会が多く、素晴らしいなあ、と思います。特にスポーツに詳しいわけでもありませんが、どのような努力があり、どのような人との出会いがあり、どのような想いで試合に臨んでいるのかを知ると、とても感動します。

今でも「作品の裏側を見る」という事ができているか分かりません。ですが、スポーツ選手の背景を知るように、作品の作者の背景を知ることで、美術館でもより一層感動し、楽しめるのだろうな、と思います。久しぶりに美術館に行きたいな、と思う今日この頃です。

(S・O)